

出雲崎町ふるさと納税推進事業業務

公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

新潟県 出雲崎町

## 1. 事業の概要

### (1) 目的

出雲崎町のふるさと納税の魅力を広く知ってもらうため、効果的な情報発信媒体を活用した返礼品のプロモーション及びふるさと納税サイトでの返礼品の掲載方法の見直しや新たな返礼品の開発を実施することで、ふるさと納税による寄附金の安定的な確保及び特産品の知名度向上を図ることを目的とする。

### (2) 業務の名称

出雲崎町ふるさと納税推進事業業務（以下、「本業務」という）

### (3) 内容

別紙1「出雲崎町ふるさと納税推進事業業務仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおりとする。

なお、仕様書に記載している内容は現時点で想定される仕様であり、上記（1）の目的を達成するために異なる仕様の提案を排除するものではない。

### (4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

### (5) 提案上限額

2,860,000 円（消費税及び地方消費税を含む） ※この金額は契約額等を示すものではない。

### (6) 履行場所

出雲崎町役場

## 2. プロポーザル方式を採用する理由

本業務を行う事業者を公募し、実績、実施体制、費用等を総合的に評価し、本町に最もメリットのある事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用する。

## 3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとするものは、次の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないものであること。
- (2) 本件の実施周知の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないものであること。
- (3) 本件の実施周知の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないものであること。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

#### 4. 実施スケジュール

スケジュールは下記のとおりとする。

実施内容	期日
実施要領の公表	令和6年5月22日（水）
質問書受付期限	令和6年6月5日（水）
質問回答日	令和6年6月7日（金）
参加意向表明書提出期限	令和6年6月14日（金）
企画提案書・見積書提出期限	令和6年6月20日（木）
プレゼンテーション	令和6年6月27日（木）
審査結果の通知	令和6年6月28日（金）

#### 5. 提案手続きについて

##### (1) プロポーザルに関する質問

###### ① 概要

本プロポーザルに関する質問は、【様式1】質問書兼回答書により行うこと。

###### ② 提出期限

令和6年6月5日（水）17時まで（必着）

###### ③ 提出方法

「(8) 問い合わせ及び提案書等提出先」に示すメールアドレスに送付すること。

###### ④ 制限事項

本プロポーザル要項及び本プロポーザル実施に係る内容以外の質問は、一切受け付けない。また、上記①～③までを遵守しない質問についても同様とする。

##### (2) 質問に対する回答

###### ① 概要

受け付けた質問について、【様式1】質問書兼回答書により行う。

###### ② 回答日程

令和6年6月7日（金）

###### ③ 回答方法

上記回答日程までに、町 web サイトに掲載する。

##### (3) 参加意向表明書提出

###### ① 概要

参加意向表明は、【様式2】参加意向表明書により行う。

###### ② 提出期限

令和6年6月14日（金）17時まで（必着）

###### ③ 提出方法

「(8) 問い合わせ及び提案書等提出先」に示すメールアドレスに送付すること。

###### ④ 提出書類

- ・【様式2】参加意向表明書
- ・会社概要（任意様式）

#### (4) 企画提案書・見積書

##### ① 提出期限

令和6年6月20日（木）17時まで（必着）

##### ② 提出方法

郵送または持参により提出すること。なお、電子媒体は、「(8) 問い合わせ及び提案書等提出先」に示すメールアドレスに送付又は記録媒体に保存し提出すること。

##### ③ 提出書類

No.	書類名	提出部数
1	企画提案書（様式3）	正本：1部、副本：8部及び電子媒体
2	見積書（任意様式） ・費用の詳細な内訳を記載した見積書を任意様式で提出すること。	

##### ④ 提案書作成要領

- ・参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- ・記載する内容や項目については、別紙2「出雲崎町ふるさと納税推進事業業務提案者評価基準」に沿って作成し、実施するプレゼンテーションに沿った内容とすること。
- ・用紙の大きさは、原則として、日本工業規格A4とし、両面印刷とすること。また、図面等補足資料で、A3の用紙を使用する場合は、横折込とすること。

#### (5) プレゼンテーション

##### ① 概要

提出した提案書に沿ってプレゼンテーションを行うこと。

##### ② 開催日程

令和6年6月27日（木）

※詳細な時間、会場等は提案書の提出期限後に、提案事業者あてに通知する。

##### ③ 要領

- ・説明資料について  
提出した企画提案書を基に説明すること。企画提案書以外に補足説明の資料があれば、当日までに用意すること。
- ・プレゼンテーションの内容について  
提案者は指定した時間内に企画提案書に沿ってプレゼンテーションを実施すること。プレゼンテーション時間は、30分以内、質疑応答15分以内とする。
- ・説明者について  
出席可能人数は各提案者について最大4名までとする。
- ・機器の準備について  
プロジェクタ、スクリーン、接続ケーブル（HDMI）、電源タップは町が用意する。その他必要な機器（PC等）及び機材は提案事業者が用意すること。

(6) 選考方法・結果通知について

① 選定方法

提出された企画提案書及び見積書、並びにプレゼンテーション等の提案内容と質疑応答について、別紙2「出雲崎町ふるさと納税推進事業業務提案者評価基準」に基づき、本町職員が評価・選定を行い、最優秀提案事業者を選定する。

なお、提案事業者が1事業者の場合であっても、事業実施の適格性を審査し選考を行う。

② 審査結果通知

審査結果は、決定後速やかに全ての提案者に書面により通知する。

選定結果の詳細については非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

③ 失格条件

審査の結果、下記の内容に該当する場合は、失格となることがあるので留意すること。

- ・ 本実施要項に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
- ・ 提案書等の作成に不正行為が認められた場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- ・ 提出書類に不備があった場合
- ・ 審査の公平性を害する行為があった場合

④ その他留意事項

- ・ 提出できる提案は1者1件までとする。
- ・ 本提案に要する費用はすべて応募者の負担とする。
- ・ 提出された提案書等は返却しない。また、提出された提案書は非公開とする。

(7) 費用支払について

出雲崎町ふるさと納税推進事業業務に係る費用については、業務完了後に一括で支払うものとする。

(8) 問い合わせ及び提案書等提出先

〒949-4392 新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140

出雲崎町総務課地域政策室 担当：小林

電話：0258-78-2290

mail：kikakuk@town.izumozaki.niigata.jp